

篠山市立丹波旬の市の指定管理者の選定について

篠山市立丹波旬の市の指定管理者について、下記のとおり選定しましたのでお知らせします。

今後、地方自治法の規定に基づき篠山市議会での議決を得て、市長が指定する予定です。

記

1 選定された指定管理候補者

指定管理者名 : 丹波旬の市販売協議会
所在地 : 篠山市吹新117番地4
代表者名 : 会長 原 智宏

2 指定管理期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（5年間）

3 指定管理料

上限金額 年額993千円まで

4 篠山市指定管理者選定委員会での指定管理候補者の選定

(1) 篠山市立丹波旬の市指定管理候補者審査会での審査結果を受け、11月10日に開催した「篠山市指定管理者選定委員会」において、丹波旬の市販売協議会を指定管理候補者として認め、選定した。

(2) 篠山市指定管理者選定委員会委員

氏名	役職等	備考
平野 斉	副市長	委員長
前川 修哉	教育長	副委員長
堀井 宏之	政策部長	委員
植村 富明	総務部長	委員
上田 英樹	教育部長	委員

5 篠山市立丹波旬の市候補者審査会での審査

(1) 公平・公正な選定を確保するため、外部委員等5名より構成する「篠山市立丹波旬の市指定管理候補者審査会」を設置し、11月5日に申請書類及び提案内容を総合的に審査し、丹波旬の市販売協議会を指定管理候補者として内定した。

(2) 篠山市立丹波旬の市指定管理候補者審査会委員名簿

氏名	役職等	備考
芦田 茂	篠山市農都創造部長	委員長
森口 久	篠山市自治会長会会長	副委員長
柳本 松野	ディスカバーささやま会員	委員
圓増 亮介	篠山市商工会会長	委員
三宅 利裕	税理士	委員

6 特定指定する理由

篠山市立丹波旬の市は、農業者の生産意欲の向上及び都市と農村との交流を図るため平成10年に設置された。同施設は地元生産者による旬野菜の直売所、農業生産者の交流の場として活用されており、都市住民からの利用も多い。

丹波旬の市販売協議会は、地元農家を中心とする会員で構成され、生産から販売まで全て地元農家が愛着を持って手掛ける旬野菜は、近年における安全・安心な野菜の需要に伴い、市内外で顧客が増加してきており、施設の利用促進及び地域野菜の生産拡大を牽引している。

地域住民を中心とする同団体が当該施設を管理することは、地元農家の強みを活かした旬野菜の販売・継続的な供給等、施設の効率的な運用、促進が図られるだけでなく、農業生産の向上や地域経済の活性化等に寄与するものであることから、篠山市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例」第5条第1項第4号の規定に基づき、同団体を指定管理候補者として特定する。